

倉真地区まちづくり約束事

目 的	約 束 ご と の 内 容
<p>緑豊かな環境を守り、 育てるために</p>	<p>道路に面して垣又は柵を設ける場合は、コンクリート塀、ブロック塀はできる限り設けないようにし、生垣、板塀又は透視可能なフェンス等で植栽が施されたものとし、 道路から見える住宅敷地内の場所には、四季の草花や花の咲く木、実のなる木を植栽するように努めます。 周辺の環境に悪影響を及ぼさないよう、生垣や庭木は適切な手入れ・管理に努めます。 地区住民が協力し合いながら、道路沿いや住宅周りの草刈りや道路や河川・水路沿い等への花木・草花等による緑化、修景活動に積極的に取り組みます。</p>
<p>美しい川を よみがえらせるために</p>	<p>地区住民が中心となり、水質浄化・環境美化に向けた勉強会や話し合いの場を設け、より良い水質浄化対策、環境美化対策の研究・検討を進めます。 また、勉強会や話し合いの場を通し、合併処理浄化槽設置の必要性や効果を学び、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えに積極的に取り組みます。 生活雑排水浄化に対する意識を高め、各家庭でできる生活雑排水対策に積極的に取り組みます。 <各家庭でできる生活雑排水対策></p> <p> ・流し台に水きり袋やストレーナーを取り付け、調理くずを流さないようにする。 ・食用油は使い切る様にします。使い切れな場合はリサイクルすることとし、絶対に流さないようにします。 ・食器洗い、洗濯時には、必要以上に洗剤を使用しないようにする。 ・皿やフライパンなどに残ったソースや油などは、まず拭き取ってから洗い流す。 等 </p> <p>地域活動として行われる河川堤防の草刈りや清掃活動に積極的に参加します。</p>
<p>ごみのない美しい 地区にするために</p>	<p>地区の環境・景観を障害するごみや空缶のポイ捨て（不法投棄）は行いません。また、地区外の人へのポイ捨て（不法投棄）も禁止し、注意看板の設置や呼び掛け等防止活動に努めます。ごみの減量化を学び、各家庭でできるごみの減量化対策に積極的に取り組みます。 <各家庭でできるごみの減量化対策></p> <p> ・買物にはマイバックを持参する。 ・生ごみ堆肥化容器などにより、台所ごみを削減する。 等 </p> <p>ごみの再資源化の意識を高め、地区のクリーン推進委員に協力しながら、分別収集などの市のごみ収集のシステム（ルール）を守ります。 周辺環境への影響、安全性の確保などから、各家庭におけるごみの焼却や野焼きを行わないようにします。</p>

目 的	ま ち づ く り の 内 容 等
<p>森林・農地を 守るために</p>	<p>地区内の森林・農地については、森林所有者、農地所有者同士の連携・協力や地域の助け合いの中で適切に管理し、荒地や耕作放棄地にならないように努めます。 荒廃化・遊休化した森林・農地については、周辺環境に配慮して草刈り等の最低限の管理対策に努めます。 市や森林組合、農協等と協力しながら、森林・農地の管理・活用策についての研究・検討に積極的に取り組みます。</p>
<p>公園をみんな 守っていくために</p>	<p>自分たちが利用する公園の維持・管理に対する理解と意識を高め、公園の緑化活動や美化活動、清掃活動などを継続し、地区住民が協力して公園の維持・管理に努めます。 公園を利用する時は、ごみや犬のフンを持ち帰るなど、公園を汚さないようにします。</p>
<p>地区の歴史・文化 を守っていくために</p>	<p>地区住民が協力し、社寺等の清掃活動等を継続しながら、地区に残された歴史・文化資源の保全・手入れに積極的に取り組みます。 歴史・文化資源等とのふれあいを通し、地区の歴史・文化の大切さ、素晴らしさを学び、後世に引き継いでいきます。</p>
<p>魅力ある 第二東名掛川PA にするために</p>	<p>地区内に建設が計画されている第二東名掛川PAに対し、引き続き、地区住民の話し合いの場を設けながら、地元要望をまとめ、国や県、市などの関係機関に投げかけていきます。</p>
<p>地域活動を 盛り上げていくために</p>	<p>治会活動や学習センターでの活動、お祭りやふれあい運動会などの地区の行事・イベントに積極的に参加・協力し、地区が一体となって各種活動を盛り上げていきます。</p>
<p>みんなが明るく、仲良く 暮らしていくために</p>	<p>地区住民一人ひとりが、地区の人との交流・助け合いを大切にしながら、良好なコミュニティを育てていきます。 特に、あいさつには心掛け、誰とでも気軽にあいさつを交わし、明るい地区を築いていきます。</p>

目 的	ま ち づ く り の 内 容 等
<p>まちづくり活動を 活発にしていくために</p>	<p>地区の代表者により構成する『倉真地区まちづくり委員会』を組織し、みんなの意見やアイデアを取り入れながら、『倉真地区まちづくり計画』の実現に向けたまちづくり活動に積極的に取り組みます。 地区住民は、『倉真地区まちづくり計画』を守り、推進するとともに、『倉真地区まちづくり委員会』等におけるまちづくり活動に積極的に協力します。</p>
<p>「参考：土地利用構想」 を実現するために 「参考土地利用構想」は 次ページ参照</p>	<p>協定区域内において、土地の売買・用途変更や建築物の新築・増築等を行おうとするときは、土地条例第10条に基づき市長に届け出るものとする。 市長に届け出る場合には、事前にその内容をまちづくり委員会へ報告する。</p>